

■市と税務署・税理士会の申告書作成相談会日程

日 程	会 場	
	野田市主催	税務署・税理士会主催
1日 金		北コミュニティ会館(税務署)
4日 月	南コミュニティ会館	
5日 火	東部公民館	
6日 水	福田公民館	
7日 木	中央コミュニティ会館(樺のホール)	
8日 金	南部梅郷公民館	
12日 火		中央公民館(税理士会)
13日 水	川岡公民館	
14日 木	北部公民館	
15日 金		
18日 月		
19日 火	中央公民館、関宿コミュニティ会館(いちいのホール)	
20日 水		
21日 木		
22日 金		
24日 日	中央公民館	
25日 月		
26日 火	中央公民館、関宿コミュニティ会館(いちいのホール)	
27日 水		
28日 木		
29日 金		
2日 日	中央公民館	<p>◆野田市主催の相談時間 9時～正午・13時～15時30分</p> <p>◆税務署主催の相談時間 9時30分～正午・13時～15時30分</p> <p>◆税理士会主催の相談時間 9時30分～正午・13時～15時30分</p> <p>※混雑状況により、午前・午後とも、早め に受付を終了する場合があります。 ※2月18日(日)以降は大変混雑します ので、早めのご利用をお願いします。 ※税務署と税理士会の相談会では、市・ 県民税の申告相談は行っていません。</p>
3日 月		
4日 火		
5日 水		
6日 木		
7日 金		
10日 月	中央公民館、関宿コミュニティ会館(いちいのホール)	
11日 火		
12日 水		
13日 木		
14日 金		
17日 月		

のいずれか1回に限り、所得税から5千円(その年分の所得税額が上限)の税額控除を受けることができます。

【e-Taxアドレス】<http://www.e-tax.nta.go.jp>

市・県民税の申告は市主催の申告会場へ

市・県民税の申告は、3月17日(日)までに市主催の申告書作成相談会場に提出してください。

【日程と会場】表のとおり

※2月24日と3月2日に限り、日曜日に中央公民館で申告書作成相

談会を行います。当日は電話によるお問い合わせは、受け付けていませんのでご注意ください。

※各会場の地図は6面を参照してください。なお、駐車場の混雑が予想されますので、なるべくまめバスなどの公共交通機関のご利用をお願いします。

【相談時間】9時～正午と13時～15時30分

※事前予約は不要ですが、混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。

【収入の申告が必要な方】平成20年1月1日に野田市に住所があり、

次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告が必要です

- ◎所得税は生じないが、収入のある方が提出されない方
- ◎勤務先から市に給与支払報告書が提出されない方

【収入のない方で申告が必要な方】

市・県民税の申告は、国民健康保険税などの算定資料となるほか、児童扶養手当・幼稚園就園奨励費補助金の受給や、市営住宅に入居申請をする場合に必要になることがあります。

遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税所得だけの方や収入がない方なども、該当する場合

は申告(収入0円)してください

※期限内に申告がなかった場合には、所得証明書などが必要な時に受領できないなどの不都合が生じます。

【申告の必要ない方】税務署に所得税の確定申告書を提出した方(予定も含む)や、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていて、その内容に変更のない方

【必要書類】給与所得や公的年金の源泉徴収票の原本、報酬等の支払調書の原本、生命保険料・地震保険料の控除証明書の原本、国民年金保険料の控除証明書か領収証書の原本(添付が必要)、国民健康保険・介護保険などの社会保険の支払い領収書(平成19年中に納付した分)、そのほか収入金額や必要経費の分かる書類、印鑑、黒のボールペン、電卓など

※国民健康保険税・介護保険料の控除額が領収書の紛失などで不明の場合、国民健康保険税は国保年金課、介護保険料は高齢者福祉課(関宿支所・各出張所でも可)へ、国民年金保険料の控除証明書を紛失した場合は、社会保険庁が3月14日(金)まで設置する専用電話☎0570-009911へ問い合わせてください。

【郵送などによる提出】申告会場での相談は例年大変混雑しますので、申告書を作成できる方はご自身で作成のうえ、添付資料と一緒に市役所課税課へ郵送か申告会場に提出してください。

なお、郵送で提出される場合に控えが必要な方は、住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼り同封してください

◆確定申告書の受付

給与収入のみの方で年末調整をされていない方や年金収入のみの方、医療費控除を受ける方の所得税の確定申告は、市主催の申告書作成相談会でも相談をいただけます。ただし、事業所得・農業所得・不動産所得のある場合で、収支内訳書・決算書などが完成していない方や住宅借入金等特別控除(ローン控除)の適用を受ける方、譲渡所得や損失のある方は、受け付けできませんので、直接柏税務署に申告してください。

なお、所得税の確定申告書は、すべて記載の終わったもの(に限り、2月1日(日)から課税課窓口や市・県民税申告会場でお預かりしますが、内容の確認は行いませんので、記入漏れや添付資料漏れなどに十分ご注意ください。

【問合せ】市・県民税のことは課税課市民税係、確定申告と申告書作成相談会は柏税務署☎714612321